

会計年度任用職員の募集

- 1 業務内容 2 勤務時間 3 要件 4 募集人数
5 賃金 6 申込方法 7 申込期間 8 申込先・問合せ

※保険・選考方法等はお問合せください
※任用形態によって併願できない場合があります

保健師

1 母子や成人の健康診査や相談・指導を通じた保健活動等 2 平日午前8時30分～午後5時（1日7.5時間、週5日） 3 普通自動車運転免許、保健師免許 4 1人 5 月給 194,225円（賞与あり） 6 履歴書に写真を貼り、資格証等の写しを添えて申込先へ持参または郵送 7 5月20日（金）まで 8 健康課 ☎ 43-5218

埋蔵文化財調査事務所の作業員

1 遺跡発掘現場での図面作成や測量、掘削作業等（雨天等は室内作業） 2 平日午前9時～午後4時（期間：7月1日～12月28日） 3 高校卒業以上、普通自動車運転免許 4 3人 5 時給 1,003円 6 履歴書に写真を貼り、資格証等の写しを添えて申込先へ持参または郵送 7 5月20日（金）まで 8 埋蔵文化財調査事務所 ☎ 42-3849（南あわじ市神代国衛 1100）

お知らせ

障がいのある人に軽自動車税を減免します

☎ 国税務課 ☎ 43-5213

身体などに障がいのある人のために使用する軽自動車等は一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

※減免することができず自動車は、対象者1人につき1台です。普通自動車の減免を受ける場合は対象となりません

※普通自動車の減免を申請する人は、洲本県税事務所（☎ 26・2032）へお問合せください

▽申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 2 車検証
 - 3 運転者の運転免許証
- ▽提出先 税務課
- ▽提出期限 5月31日（火）
- ▽昨年度に減免を受けた人、申請内容に変更がなければ、郵送している「継続用申請書」に必要な事項を記入のうえ、返送または税務課へ提出してください。
- ※昨年度と異なる場合は新規の手続きが必要です

案内

事業復活支援金

☎ 申請者専用相談窓口 ☎ 0120-789-140

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者 次の1・2の要件をすべて満たす事業者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

※1・2を満たす事業者であれば業種は問いません。商工業、観光業、農業、漁業などの事業者も対象となります

給付額 最大で法人は250万円、個人事業主は50万円

※売上高および売上高の減少率などによって給付額の上限があります

申請期限 5月31日（火）

※申請方法など、詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください

☎ 43・5218



お知らせ

新たに就労する介護・看護職員を支援

☎ 各担当課

市内の介護事業所または病院等に新たに就労する人（週20時間以上、継続して2年以上の勤務を条件）に対し、就労支援一時金や家賃補助を行います。

就労支援一時金

▽対象者 1 淡路島外からの転入後、市内の事業所に介護・看護職として新たに就職する人 2 市内在住で、市内の事業所に介護・看護職として新たに就職する人

※市税の滞納がないこと

▽補助額 1 30万円 2 10万円

家賃補助

▽対象者 就労支援一時金の対象者 1 に該当し、市内の賃貸住宅に居住する人

※市税の滞納がないこと

▽補助額 家賃月額から住宅手当等を控除した額の2分の1

※月額上限3万円。最大3年間（ひとり親の場合は最大5年間）

☎ 障害福祉事業所の場合 福祉課 ☎ 43・5216

☎ 介護事業所の場合 長寿・保険課 ☎ 43・5217

☎ 病院・診療所の場合 健康課 ☎ 43・5218



60歳以上の皆さまへ

ますます元気にいきいき活躍！

高齢者等元気活躍推進事業「おもいやりポイント制度」個別相談会のお知らせ

制度の説明や新規登録に関する個別相談会を開催します。興味がある人、ボランティア活動をしてみたい人は、ぜひご参加ください。

▽日時 5月24日（火）午後2時～3時

▽場所 市役所本館3階

※要予約

◆生涯活躍推進室でも随時相談を受けます。

☎ 市民協働課生涯活躍推進室 ☎ 43・5244

お知らせ

企業力アップ補助金

☎ 商工観光課 ☎ 43-5221

ウイズコロナ・ポストコロナ時代に対応するため、新たな事業展開などの企業力アップにつながる取り組みに対し、事業費の一部を補助します。

新たな事業展開等の具体例

- ・ ECサイトの導入のためのデジタル環境整備と運営研修
- ・ 飲食店等のオープンエリア併設による新たな店舗営業スタイル
- ・ 第一次産業と異業種連携による販路拡大 など

補助額 対象経費の3分の2以内（上限50万円）

対象者 市内に事業所を有する中小企業および個人事業主

対象経費 設備・機器の購入や施設改修等に要する経費、報償費、外部委託費、賃借料、消耗品費、宣伝広告費など

※詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ

起業支援補助金が拡充 ～最大350万円補助～

☎ 商工観光課 ☎ 43-5221

市内で新たに起業する人に加えて、島外からの移転者も対象になり、補助金が増えました。また、空き家と空き床の取得費や移住者への加算金も増えました。

補助額 最大350万円

※基本補助額は、対象経費の合計額の2分の1以内で上限150万円。加算金として、移住者1人30万円、移住者2人以上50万円、女性30万円、離島辺地20万円、空き家空き床取得費の3分の1以内で上限100万円

対象者の要件

- ・ 市内に居住または居住予定の起業家、第二創業者、島外からの移転者で、市内に事務所、店舗等を設置する
- ・ 起業、法人設立から2年以内
- ・ 起業する事業の代表者かつ実質的な経営者である
- ・ 市商工会が推薦する起業セミナーを受講し、商工会から推薦を受けた人 など

対象経費 事務所等開設費、備品購入費、広告宣伝費、光熱水費、備品賃借料など

※詳しくは市ホームページをご覧ください



みなさんのお役に立ちます！ お気軽にお電話下さい

- 植木剪定 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 清掃 ○大工・左官仕事 ○施設管理
- 毛筆筆耕 ○生活支援（掃除・洗濯）など

(公社)南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0122 南あわじ市広田広田 1064 番地 (旧緑庁舎) 1階
TEL / 0799-45-0171 FAX / 0799-45-1814

60歳以上のみなさん シルバー会員になってみませんか？

【広告】

入会説明会のご案内

日時 1 5月11日（水）午後1時30分～
2 5月25日（水）午後1時30分～

場所 南あわじ市シルバー人材センター（旧緑庁舎）2階

内容 シルバー人材センターの仕組み、活動内容、働き方などについて説明します。

ご自宅でのご会食・ご法要に
淡路島海上ホテルの
特製二段膳
五、二八〇円
(税込)

TEL.0799-52-1175

【広告】